

預金保険制度による預金等の保護範囲が平成17年4月より変わります。
ここでは、預金保護のしくみについてご説明いたします。

預金保険制度とは

預金保険制度とは、万が一金融機関が預金等の払戻しができなくなった場合などに、預金者等（以下、「預金者」といいます）の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的とする制度です。

預金保険制度の対象となる金融機関は次のとおりです。

- ・銀行（日本国内に本店のあるもの）
 - ・信用金庫
 - ・信金中央金庫
 - ・信用組合
 - ・全国信用協同組合連合会
 - ・労働金庫
 - ・労働金庫連合会
- ※日本国内に本店を有しない外国銀行の支店や、日本国内に本店のある金融機関の海外支店は対象外です。
※農林中央金庫、農協、漁協、水産加工協等は別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

ペイオフとは

ペイオフとは狭い意味では、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式のことを指します。

このほかに、預金全額保護の特別措置が終了するという、すなわち、万が一金融機関が破綻したときには、預金等のうち元本1,000万円を超える部分とその利息等が一部カットされることがあるという意味で、例えば「ペイオフ解禁」というように使われることもあります。

「ペイオフ解禁」といっても、すぐに預金がカットされるわけではありません。

預金保険制度による預金保護の方法

預金保険制度による預金保護の方法には次の2つがあります。

①保険金支払方式（これをペイオフといいます）

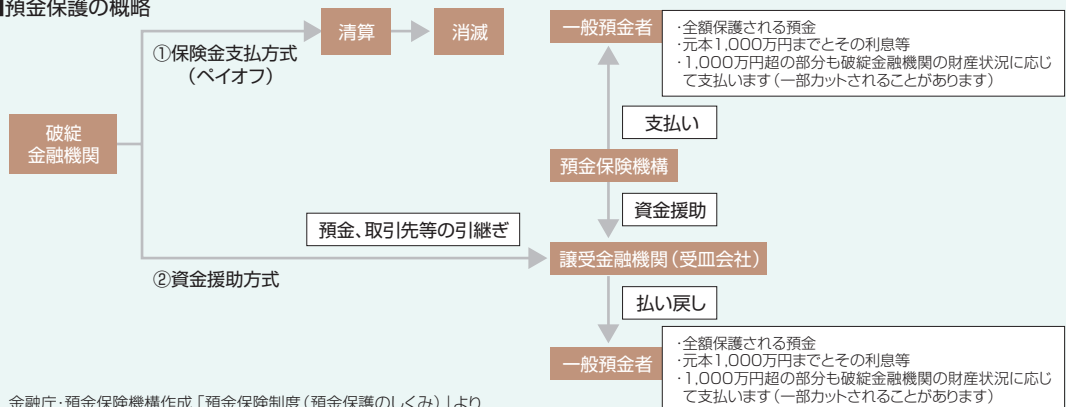
万が一金融機関が破綻した場合に、預金者に保険金を預金保険機構から直接支払う方式

②資金援助方式

万が一金融機関が破綻した場合に、譲受金融機関に付保預金（預金保険で保護される預金）などを引継ぐ方式

いずれの方式を選択しても、預金保護の範囲は変わりません。

■預金保護の概略



預金保険の対象となる預金等

預金保険制度では、全ての預金等が保護されるわけではありません。

預金保険の対象となる預金等は次のとおりです。

預金保険の対象となる預金等	預金保険の対象とならない預金等
<ul style="list-style-type: none"> ●預金(右欄の預金を除きます) ・当座預金 ・普通預金 ・通知預金 ・納税準備預金 ・貯蓄預金 ・定期預金 ・別段預金 ●定期積金 ●掛金 ●元本補てん契約のある金銭信託 (ビッグ等の貸付信託を含みます) ●金融債(ワイド等の保護預り専用商品に限ります) ●上記を用いた積立・財形貯蓄商品 	<ul style="list-style-type: none"> ●外貨預金 ●譲渡性預金 ●オフショア預金 ●日本銀行の預金(国庫金を除きます) ●金融機関の預金(確定拠出年金の積立金の運用部分を除きます) ●預金保険機構の預金 ●無記名預金 ●他人名義預金 ●導入預金 ●元本補てん契約のない金銭信託(ヒット等) ●金融債(保護預り専用商品以外のもの)

預金等の保護の範囲

預金等の保護については、次のように段階的に範囲が変わります。

商品の分類		期間	
		平成14年4月～ 平成17年3月	平成17年4月～
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	利息のつかないなどの条件を満たす預金(注2)は全額保護
	定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグ等の貸付信託を含みます)、金融債(ワイド等保護預り専用商品に限ります)など(注1)	合算して元本1,000万円までとその利息等(注3)を保護 〔1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に〕 〔応じて支払われます(一部カットされることがあります)。〕	

(注1) このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金等を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

(注2) 決済用預金といえます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

(注3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。